

松浦市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年12月17日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 上下水道課
- 3 監査の期間 平成30年11月1日から33日間

4 監査の範囲及び方法

平成30年度（平成30年9月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

(1) 文書件名簿について

- ・ 出所又はあて名の記載がないものがあった。
- ・ 文書発送日が誤っているものがあった。
- ・ 文書件名簿の処理欄に記載のないものがあった。

(2) 文書発送簿について

- ・ 訂正印の押印がないものがあった。

(3) 時間外等勤務命令について

- ・ 振替日の記載欄誤りや訂正印のないものがあった。

【水道事業】

(4) 出張旅費について

- ・ 出張命令書控 「出発、帰着」の確認が「出発、帰庁」になっているものや確認印漏れがあった。
- ・ 鉄道の距離数、予算額欄、旅費精算書の旅費明細欄の未記載があった。

- ・ 旅費精算書は当初の命令内容と変更後の命令内容を併記するが、当初分を見え消し記載にしていた。
- ・ 用務地、宿泊地、着地の記載を県名にしているものがあつた。
- ・ 同じ用務地に、同じ用務で連続して2日間出張したときに、出張期間欄の「出発帰着」の文字を見え消ししていないものがあつた。
- ・ 市内出張命令簿 様式内の破線が消えていた。
- ・ 出張復命書 出張命令の用務名と違うものが多数みられた。
出張者の印が押印されていないものがあつた。
出張命令書記載の係名と復命書記載の係名が違うものがあつた。 【水道事業】

(5) 被服貸与簿

- ・ 定められた被服貸与簿を使用していないものがあつた。
- ・ 人事異動で移管された分の所属等の訂正がなされていなかった。
- ・ 職名欄に補職名が記載されていた。 【水道事業】

(6) 契約事務について

工事請負費

- ・ 起案文書に、文件番号及び施行年月日の記載がないものが多数見受けられた。
- ・ 書類の一部が同一ファイルに保管されていないものがあつた。
- ・ 市道西木場女山線排水管移設工事において、7月25日からの工期に対して、施工計画書が8月21日に受理されている。長崎県建設工事共通仕様書によれば、施工計画書は工事着手前までに提出させることとなっており、遅くとも工事着工までに提出させるよう指導されたい。 【水道事業】

委託料

- ・ 見積結果報告及び契約締結伺の決裁日が4月1日前となっているものがあつた。
24年3月15日付24松会第82号通知「年度開始早々に締結する必要がある契約の準備事務について」において、施行伺い(見積依頼含む)の起案・決裁、指名通知の送付・予定価格書の作成・見積書の徴取を準備事務の範囲として行うことができることとされている。通知に従い適正に処理されたい。
- ・ 実施伺において松浦市役所処務規程様式第4号(第14条関係)の起案用紙と異なる様式を使用しているものがあつた。
- ・ 労働保険料加入証明書の有効期限が委託期間途中で切れているものがあつた。 【工業用水道事業】
- ・ 契約書冒頭の委託者・受託者の名称が正式名称となっていないものがあつた。
- ・ 起案文書に施行年月日を記載していないものが多数あつた。
- ・ 見積書徴取の文書控がないものがあつた。
- ・ 実施伺のないものが多数あつた。
- ・ 自動更新ができないものを自動更新の契約にしているものがあつた。

- ・ 実施伺と見積書徴取の決裁を分けるべきものが一緒に決裁されていた。

【水道事業】

賃貸借契約

- ・ 土地賃借料の支出伝票に添付されていた契約書が平成23年4月1日～平成26年3月31日までのものであった。まず、3カ年の契約であるが、長期継続契約条項の記載がなかった。また、自動更新条項があり、これによって契約が現在も続いているとの説明があったが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されており、自動更新条項を設けることができないこととなっている。法令に基づき、適正に処理されたい。

【下水道事業会計】

(7) 修繕関係の処理について

- ・ 修繕契約書において、受注者の記名・捺印のみで発注者の記名・捺印がないものがあつた。契約書は、双方の記名・捺印が必要である。適正に処理されたい。

【工業用水道事業】

- ・ 契約書等の業務名、提出された写真から清掃業務と判断されるが、修繕費で支出されていた。
- ・ 伺いから完成確認まで全て工事となっているが、修繕費で支出されたものが2件あつた。
- ・ 見積書提出依頼が文書件名簿に記載されていないものがあつた。
- ・ 起案文書に施行年月日を記載していないものが多数あつた。
- ・ 修繕関係のファイルに保存された車検見積書(写)と支出伝票に添付の車検見積書(写)が同じものである筈なのに、作成年月日の文字が異なっている。また、伝票添付分は写しなのにボールペン書きであつた。
- ・ 契約書の訂正にかかる文言に契約者双方の印影が全くかかっていないものが多数あつた。
- ・ 請書の原本がファイルに保存されていないものがあつた。(喜内瀬低部配水池流量計修繕)
- ・ 契約締結伺がないものがあつた。(喜内瀬地区漏水修繕)
- ・ 随契の適用条項誤りが見受けられた。
- ・ 見積依頼の起案文書が無いものがあつた。

【水道事業】

(8) 公有財産使用許可申請について

- ・ 更新の際は松浦市財務規則第109条第2項において会計課長の決裁を受けるものとするとなっているが、会計課合議がなされていなかった。規則に基づき適正に処理されたい。

【水道事業】

- ・ 免除申請無く、使用料を免除しているものがあつた。

【下水道事業】

使用許可について

- ・ 地方公営企業法第33条第3項の規定において、「地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定める。」とあるが、本市の公営企業においては、使用料の規程がないことから、松浦市行政財産使用料条例を準用して使用料を徴収していると思われるが、適正な事務処理を行うため規程を定められたい。
- ・ 新規の使用許可申請の場合、松浦市財務規則第109条第1項において、甲決裁となっているが、丙決裁となっているものがあつた。また、更新の際は同規則第109条第2項において会計課長の決裁を受けるものとするところがあるが、会計課合議がなされていなかった。規則に基づき適正に処理されたい。

使用料について

使用料の算定について以下のとおり慣例的で容易な処理となっているものが多数見受けられた。使用料は、本市の重要な歳入であるため、徴収にあたっては細心の注意を払い、適正に処理されたい。

- ・ 使用料の減免について、減免申請書の提出がないにもかかわらず、減額・免除していた。また、決裁文書に公益性の判断を行った具体的な理由やその根拠が明確にされていないものがあつた。明記されたい。
- ・ 使用料算定基準が適当でないものがあつた。
- ・ 使用料を徴すべきと思われるものを減額・免除しているものがあつた。
- ・ 決裁文書において減免をするにあたり、社会通念上認められる範囲とあつたがその範囲の根拠を説明されたい。
- ・ 使用料の算定を誤り、過徴収しているものがあつた。 【工業用水道事業】

行政財産の貸付けについて

- ・ 行政財産を目的外使用許可ではなく、土地賃貸借契約書を締結しているものがあつた。地方自治法第238条の4第2項において貸付けができる場合についての規定があるが、決裁文書にこの規定により契約をするとの記載もなく、規定のどの部分に該当するのか判断ができない。 【工業用水道事業】

(10) その他について

- ・ 水道事業の証憑書類も併せて確認したが、例月出納検査で指摘していることが改善されていない部分が多かつた。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を平成30年12月25日(月)までに文書により報告されたい。